

県民協働推進対策特別委員会

報 告 書

平成 22 年 12 月

県民協働推進対策特別委員会

目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	県民協働の視点	4
1	地方自治における協働の考え方	4
2	栃木県における協働の考え方	4
3	協働の意義と目指すべき方向	5
IV	県民協働の推進に関する現状と課題	6
1	県民の社会貢献活動や協働に関する意識	6
2	活動できる人づくり、組織づくり	8
3	社会貢献活動団体の状況	9
4	企業における社会貢献や協働の取組状況	12
5	行政における協働の取組状況	15
	(1) 県における取組状況	
	(2) 市町における取組状況	
V	県民協働推進に向けた施策の提言	22
1	社会貢献活動促進の環境整備	22
	(1) 県民意識の醸成	
	(2) 人材の育成・活用	
2	県民協働の仕掛けづくり	23
	(1) 地域特性に配慮した協働の取組支援	
	(2) 情報の集約と共有化	
	(3) 出会い・協議の場づくり	
	(4) 県民協働のルールづくり	
	(5) 計画的な協働の推進	
VI	おわりに	26
VII	委員名簿	27
VIII	調査関係部課	27

I はじめに

本県では、現行のとちぎ元気プランにおいて、「新たな“公（おおやけ）”を拓く」という考え方に立ち、すべての人が、お互いの立場や垣根を越え、相互に連携・協力しながら住みよい地域づくりや社会的な課題の解決に取り組む、「協働」による“とちぎ”づくりを進めてきた。

現在策定中の次期総合計画においても、“とちぎ”づくりの基本姿勢として「県民一人ひとりが主役となり、多様な主体が協働・創造し、地域が自立・発展する“とちぎ”づくり」を進めるとしている。

しかしながら、行政を始め新たな“公（おおやけ）”として期待される多様な主体との連携・協働を一層推進するためには、相互の出会いや情報共有、理解促進に繋がる環境づくりを進めていかなければならない。

このため、行政、県民、NPO・ボランティア、企業、地域団体等の多様な主体が相互に連携・協働できる仕組みづくりや、そのための意識改革を進めるなどの対応が求められている。

また、県では、平成15年4月に施行された「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」に基づき、県民の活動への参加促進や活動の支援、多様な主体との連携・協働を促す取組を進めている。住民主体の地域づくりを進めるためにも、これら施策が効果的に展開できる環境整備についても検討すべき課題と考える。

これらのことから、本委員会では、「県民協働によるとちぎづくりについて」を重点テーマに設定し、主に多様な主体との連携・協働の仕掛けづくりや、県民の社会貢献活動を促進するための環境整備について、必要な調査研究を行ってきた。

調査研究に当たっては、社会貢献活動を担う団体や県内企業の実態、さらには行政の取組状況等を調査するとともに、学識経験者等と意見交換するなど、積極的な活動を行ってきた。

本報告書は、こうした本委員会の調査研究活動の成果をまとめたものである。

Ⅱ 委員会の活動状況

- 1 平成 22 年 3 月 24 日（水） 【第 1 回委員会 定例会中】
 - (1) 第 301 回定例会において本委員会が設置され、委員が選任された。
 - (2) 委員の互選の結果、委員長に渡辺 渡委員、副委員長に高橋文吉委員が選任された。
 - (3) 閉会中の継続調査事件として、次の 1 件を議長に申し出、議決された。
 - ・ 県民協働の推進に関する調査研究について

- 2 平成 22 年 4 月 23 日（金） 【第 2 回委員会 閉会中】
 - (1) 委員席を決定した。
 - (2) 重点テーマを次のとおりとした。
 - ・ 県民協働によるとちぎづくりについて
 - 多様な主体との連携・協働の仕掛けづくり
 - 県民の社会貢献活動を促進するための環境整備
 - (3) 年間活動計画を決定した。
 - (4) 関連事業の概要について、執行部から聴取し、質疑を行った。

- 3 平成 22 年 6 月 8 日（火） 【第 3 回委員会 定例会中】
 - (1) 県内の社会貢献活動団体の状況について、とちぎボランティア N P O センター（ぽ・ぽ・ら）運営団体代表者から説明を受け、質疑及び討議を行った。
 - (2) 県庁内における協働に関する取組状況について、執行部から報告を受け、質疑を行った。

- 4 平成 22 年 7 月 28 日（水）～29 日（木） 【第 4 回委員会 閉会中】
 - (1) 京都府庁（京都府京都市）を訪問し、地域力再生プロジェクトの取組等について、関係者から説明を受け、意見交換を行った。
 - (2) あいち N P O 交流プラザ（愛知県名古屋市）を訪問し、愛知県における N P O と行政の協働等について説明を受け、意見交換を行った。

- 5 平成 22 年 8 月 6 日（金） 【第 5 回委員会 閉会中】
 - (1) 協働のまちづくりについて、宇都宮大学教授から意見を聴取し、質疑を

行った。

- (2) これまでの調査・研究について、意見交換を行った。

6 平成 22 年 9 月 7 日（火）

【第 6 回委員会 閉会中】

- (1) NPO 法人はばたき（日光市）を訪問し、事業概要について説明を受け、質疑を行った。
- (2) 社団法人栃木県経済同友会（宇都宮市）を訪問し、栃木県経済同友会社会貢献活動推進委員会の活動報告概要及び事例発表について説明を受け、質疑を行った。
- (3) トヨタウッドユーホーム株式会社の分譲地、みずほの緑の郷（宇都宮市）を訪問し、みずほの緑の郷コミュニティ事業の事業概要について説明を受け、質疑を行った。
- (4) とちぎボランティアNPOセンター（ぽ・ぽ・ら）（宇都宮市）を訪問し、館内の概要について説明を受け、視察を行った。

7 平成 22 年 10 月 8 日（金）

【第 7 回委員会 定例会中】

- (1) 栃木県企業の社会貢献活動に関する実態調査等について、執行部から報告を受け、質疑を行った。
- (2) 「わがまち自慢」推進事業について、執行部から報告を受け、質疑を行った。

8 平成 22 年 11 月 5 日（金）

【第 8 回委員会 閉会中】

- 報告書骨子案の検討を行った。

9 平成 22 年 12 月 9 日（木）

【第 9 回委員会 定例会中】

- 報告書案の検討を行った。

Ⅲ 県民協働の視点

1 地方自治における協働の考え方

我が国の地方自治は、基本的に県や市町が行う行政サービスによる団体自治という考え方と、地域住民の意思と責任によって行われる住民自治という考え方の組み合わせで成り立っている。

住民自治の基本は「自助」と「共助」であり、自分ができることを自ら行うとともに、地域住民同士が助け合いながら課題に取り組み、それでも解決できない課題については、行政機関による「公助」が補完することで成り立っている。

しかしながら、少子高齢化の進展や核家族化などにより、これまで家族や地域住民の間で解決してきた地域課題を、行政機関が行う公共サービスに依存する傾向にあり、住民が主体的に取り組む機能が低下している。

反面、県民ニーズや地域の課題は複雑多様化しており、これまでの行政のみが解決に当たるという手法では、解決が困難な事案が増えていることも事実である。

このため、地域の基本単位である家庭の「自助」機能や、地域住民が課題を共有し相互に連携しながら解決する「共助」機能の回復に向けて、行政と住民が互いに連携・協働できる仕組みや環境づくりが求められている。

また、行政と地域住民が具体的な協働の取組を進めていくことで、自分達で出来ることを自ら考え実行するという自主的、主体的な住民の意識が醸成されることも大変重要である。

2 栃木県における協働の考え方

本県は、NPO・ボランティア活動を促進するために「協働」の考え方を、平成14年度に策定した「栃木県NPO等活動促進に関する基本方針」において初めて盛り込んだ。次いで、平成15年4月に施行した「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」や、同年11月に開設した「とちぎボランティアNPOセンター（ぼ・ぼ・ら）」の機能においても、NPO・ボランティアだけでなく、県民、企業、行政等との「協働」の考え方を示しながら社会貢献活動の促進施策を展開している。

また、現行のとちぎ元気プランにおいては、「行政のみが“公（おおやけ）”を担う」という従来の発想から脱却し、「新たな“公（おおやけ）”を拓く」という考え方に立ち、すべての主体が、お互いの立場や垣根を越え、相互に連携・協力しながら、住みよい地域づくりや社会的な課題の解決に取り組む、「協働」による“とちぎ”づくりを進めている。

地方分権が進展し、自立した行政運営が求められる中であって、これからの

“とちぎ”づくりの基本は、地域社会を構成する県民、NPO・ボランティア、企業や地域団体、市町などの各主体が、それぞれの強みを活かしながら一体となって地域を創りあげていくことにある。

現在策定中の次期総合計画においても、「新たな“公（おおやけ）”を拓く」という考え方を継承し、「協働」の取組をさらに一步前進させ、新たな時代の“公（おおやけ）”を実現するために、「地域をともに創る」という考え方に立ち、「県民一人ひとりが主役となる“とちぎ”」、「多様な主体が協働・創造する“とちぎ”」、「地域が自立・発展する“とちぎ”」の3つの基本姿勢で、“とちぎ”づくりを進めるとしており、「協働」は重要なキーワードとなっている。

3 協働の意義と目指すべき方向

「協働」とは、異なる組織などがお互いを理解し、自立した対等な立場で共通の目標に向けて取り組むということと理解されるが、これは、あくまでも課題を解決するための方法・手段であり、「協働」すること自体が目的ではない。

このため、「協働」するためには、「どのように行うか」ではなく、「何故行うのか、どうして行う必要があるのか」を考えることが必要であり、解決すべき課題が「協働」して実施することに適することかどうかを見極めた上で取り組まなければならない。

また、「協働」として定義し、意識的に推進するまでもなく、地域の実情や必要性から連帯した活動が生まれ、具体的に実践されてきた取組が数多く存在している。

地域に根付いた「協働」の代表的な事例としては、消防団と消防署との関係がある。奉仕の精神を持った地域住民による消防団と、行政としての消防署が連携・協力することで、消火活動だけでなく、見回りや意識啓発などの防火活動に効果を挙げるとともに、地域の団結力を養うことにもなっている。

「協働」は幅広い概念であり、地域の課題も多岐にわたることから統一的な協働の取組を推進することは難しい。県民、NPO・ボランティア、企業、地域団体、そして行政などが、地域の課題に気づき、「協働」の必要性を認識した上で、共通の目的に向けて創意工夫を凝らした取組を実践することで、これまでにない新たな価値を創出し、豊かさを実感できる地域になっていくものと考ええる。

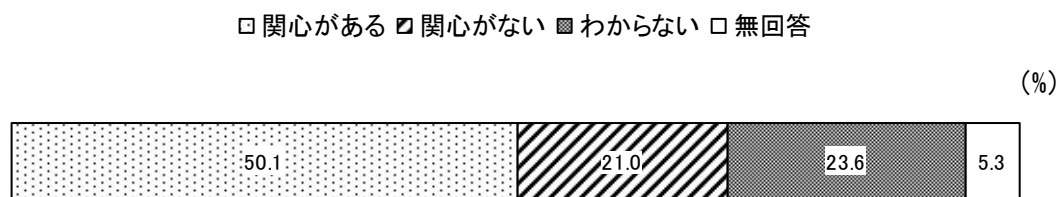
IV 県民協働の推進に関する現状と課題

1 県民の社会貢献活動や協働に関する意識

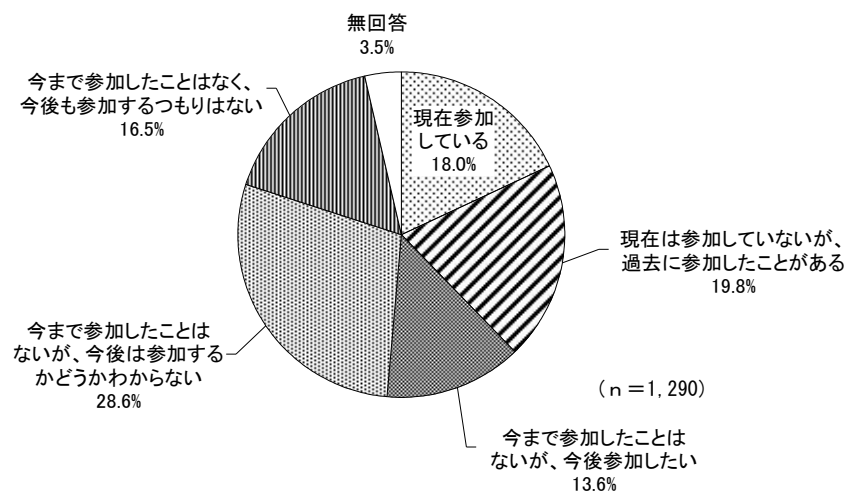
平成10年度に議員立法により「特定非営利活動促進法」が施行され、本県においてもNPOやボランティア等の活動を支援するため、平成14年度に「栃木県NPO等活動促進に関する基本方針」の策定や、平成15年4月には「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」の施行、また同年11月に「とちぎボランティアNPOセンター（ぽ・ぽ・ら）」を開設するなど、社会貢献活動の促進施策を進めてきた。また、施策を進める上で、協働の考え方にも重きをおいて取り組んできた。

しかしながら、今年度、県が実施した栃木県政世論調査において、「県民の社会貢献活動への関心」（図1）について、過半数が関心があると考えているが、「社会貢献活動への参加状況」（図2）については、活動に「現在参加している」のは2割程度と、関心がある人の半分にも満たない結果となった。

【図1】社会貢献活動(※)への関心（平成22年度栃木県政世論調査 n = 1,290）



【図2】社会貢献活動(※)への参加状況（平成22年度栃木県政世論調査）

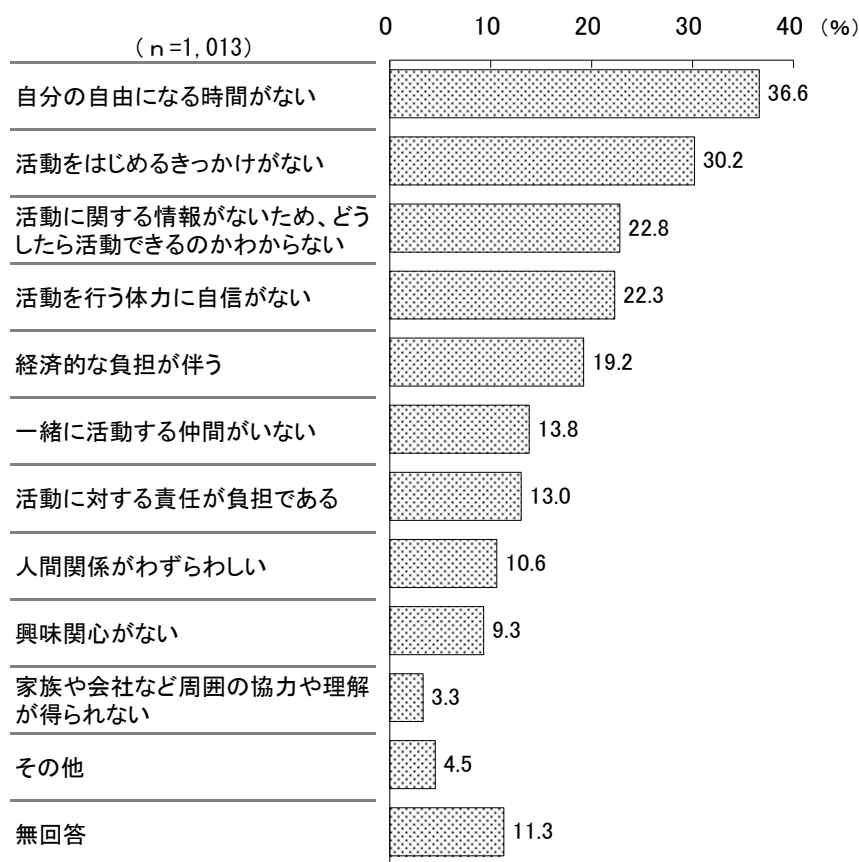


※ この調査では、「社会貢献活動とは、非営利で不特定多数の利益のために自発的に行う活動のこと」とし、「例えば、ボランティアやNPO（民間非営利団体）の活動、コミュニティ活動、自治会・育成会等の地域活動等がある」と注記している。

社会貢献活動に対する理解はあるものの「社会貢献活動へ参加しない理由」(図3)としては、「自分の自由になる時間がない」「活動をはじめるときっかけがない」「活動に関する情報がないため、どうしたら活動できるのかわからない」が上位を占めている。

「きっかけがない」「活動に関する情報がない」ことに対しては、県民が社会貢献活動を気軽に体験したり、関連する情報等を容易に入手できる仕組みを構築していく必要がある。

【図3】社会貢献活動へ参加しない理由 (平成22年度栃木県政世論調査 複数回答)



また、「社会貢献活動と行政の協力・連携に関する考え」(図4)については、行政に依存せず、県民と行政が連携する考え方に肯定的な人が8割近くおり、「協働」の手法を進める上で、県民意識の高さがうかがえる。

このような意識を持った人々が、具体的な地域の課題を共有し解決に向けた行動ができるよう、社会貢献活動の理解促進や参加意識の高揚、そして「協働」に関する機運を高めていくことが重要である。

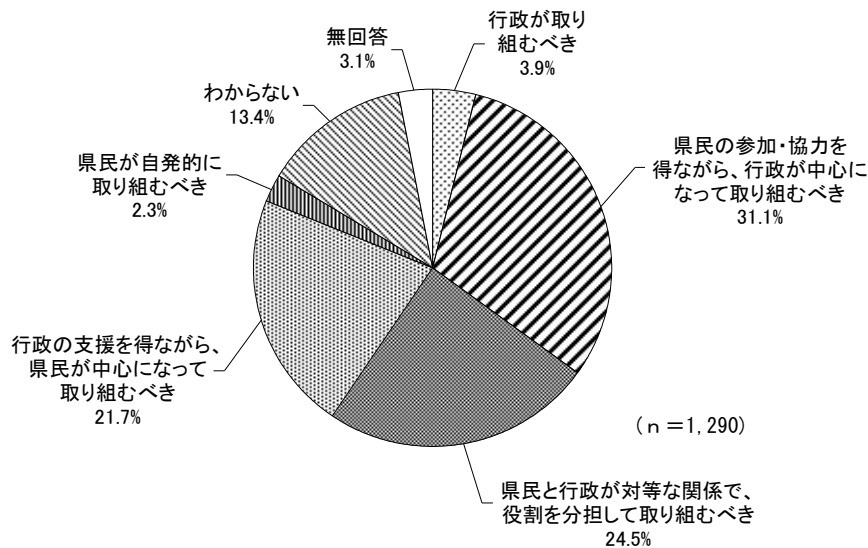
例えば、防犯対策を行政や警察だけにまかせるのではなく、住民自らが地域の見回りや防犯活動等を行うことで、犯罪の未然防止や地域貢献の担い手として一体感を共有するといったことが重要である。このような経験が、地域を「みんなで守り、より良くしていく」という住民意識を高揚させ、住民主体の新たな

な活動への契機に繋がることを期待される。

このため、社会貢献活動の意義や協働の手法や考え方について、理解し実践できる県民を如何に増やしていくかが課題である。

【図4】社会貢献活動と行政の協力・連携に関する考え

(平成22年度栃木県政世論調査)



2 活動できる人づくり、組織づくり

県民の社会貢献活動や協働の取組は、福祉や医療、環境、教育、まちづくりなど、様々な分野において実践されており、多様な主体が、行政との事業パートナーとして、さらには、公的制度が及ばない隙間を埋める取組を行うなど、重要な役割を担っている。

県内には、このような自主的、自発的な活動が次々に生まれているが、その活動エリアは限られており、県域レベルでの「協働」の取組状況としては、経験を徐々に積んでいる段階にあるといえる。今後とも、いかに「地域の課題を一緒に考え、地域や社会のために意欲的に行動できる人」を1人でも多く増やし、協働する機会を創出していくかが重要な課題となっている。

また、社会貢献活動や協働の取組を進めるためには、個人の考えや思いだけでは実現しにくい。同じ考えを持つ住民がグループ化する、あるいは、団体を組織することで課題解決の可能性が生まれ、新たな協働に繋がるものとする。そのためには、住民が「グループや団体を作って何かをしたら楽しい。仲間と目標に向かって何かをしたら楽しい、うまくいった」という経験を蓄積していくことが重要である。そして、まちづくりや歴史・文化など幅広い分野において、住民同士が対話を重ね、共通の目標・目的を持った人々が集まり、様々な活動分野の組織が存在することが理想である。

本県においては、地域差はあるものの消防団の活動を始め、自治会等による地域防犯・防災や高齢者の見守り等、「協働」を殊更に意識することなく、独自に連携した取組が行われている事例もある。また、NPO、ボランティア団体、企業等による社会貢献活動以外にも、地域には、自治会・町内会、PTAなどの組織化されたものから、ルールに縛られないゆるやかな関係のサークルやグループなど多種多様な活動がある。住民がつくる組織には様々なスタイルがあることも考慮しながら、協働の相手となる組織については、既存の組織だけでなく、より広い観点で捉えていく必要がある。

また、行政との協働の相手方としては、NPO・ボランティア団体であることが多い。住民の組織づくりを促すだけでなく、身近で小さな課題でも団体が行政と一緒に事業に取り組むことで、多くの県民が協働を実感できる機会づくりも必要と考える。

しかし、行政がNPO・ボランティア団体との協働を進めるに当たり、団体を安価な労働力と考えて安易に使おうとする場合にはうまく行かないことが多い。市町村による全国的な取組事例としては、地域の生活道路等の整備において、行政が材料を提供し、地域住民が道路整備を担う「道普請事業」などと言われる取組が行われている。一見すると行政コストの削減効果に着目しやすいが、地域住民がひとつにまとまって行動することで住民間の絆が生まれ、自分達の造った道路として愛着を持ち、補修作業も自ら行うという効果があったという。

このように、行政と県民が協働を進めていくには、県民を行政の下請けとして考えるのではなく、両者が互いの立場を尊重し対等な関係のもとで、役割を担いながら事業に取り組まなければならない。

3 社会貢献活動団体の状況

社会貢献活動団体（以後「NPO・ボランティア団体」という）は、通常、市民活動団体やボランティア団体といった任意団体と、特定非営利活動促進法（通称「NPO法」）に基づく特定非営利活動法人（通称「NPO法人」）に大別される。

NPO法は、平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」を契機として、民間非営利活動に対する制度化が進み、平成10年3月に議員立法により成立した。この法律に基づき認証されたNPO法人は県内でも年々増加し、平成21年度末には約460団体を数えるまでになった。

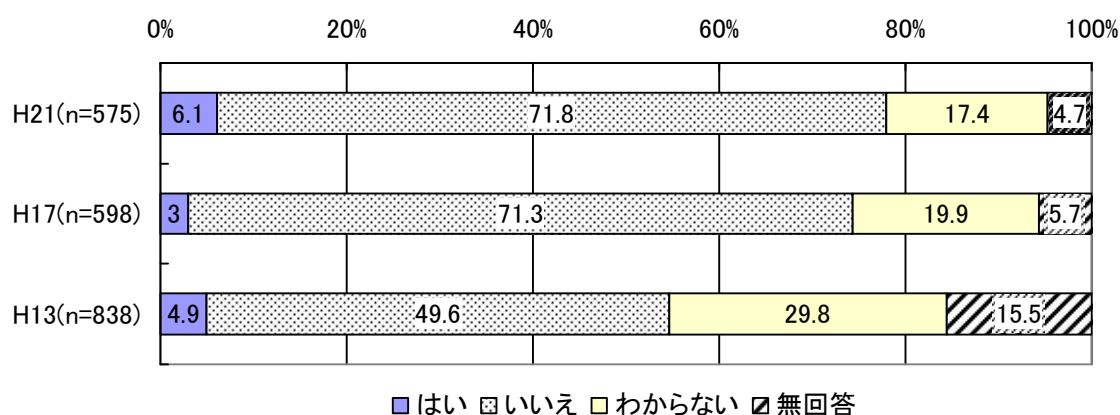
しかしながら、県が実施した「栃木県社会貢献活動団体の実態調査」において、任意団体を対象にした「NPO法人格を取得する意向」（図5）では、「いいえ」と回答した団体が約7割と、過去の調査結果と比較して増加しており、反面、「わからない」との回答は2割弱となり過去の調査結果と比較して減少傾向にある。この結果から、任意団体がNPO法人格を取得する際のメリットや

デメリットについての情報や知識が浸透し、法人格取得の意向についての判断が明確化してきていると考えられる。

なお、県内には、公益団体であるNPO・ボランティア団体とともに、自治会・町内会、コミュニティ組織やPTA、育成会など、地域に根ざした共益団体も数多く存在し、地域の課題について独自の社会貢献活動を行っているが、都市や農村部による連帯意識や自治機能などの地域差があることから組織率や活動の質に違いがあることも忘れてはならない。

【図5】任意団体がNPO法人格を取得する意向

(社会貢献活動団体に関する実態調査 H21.10調査)



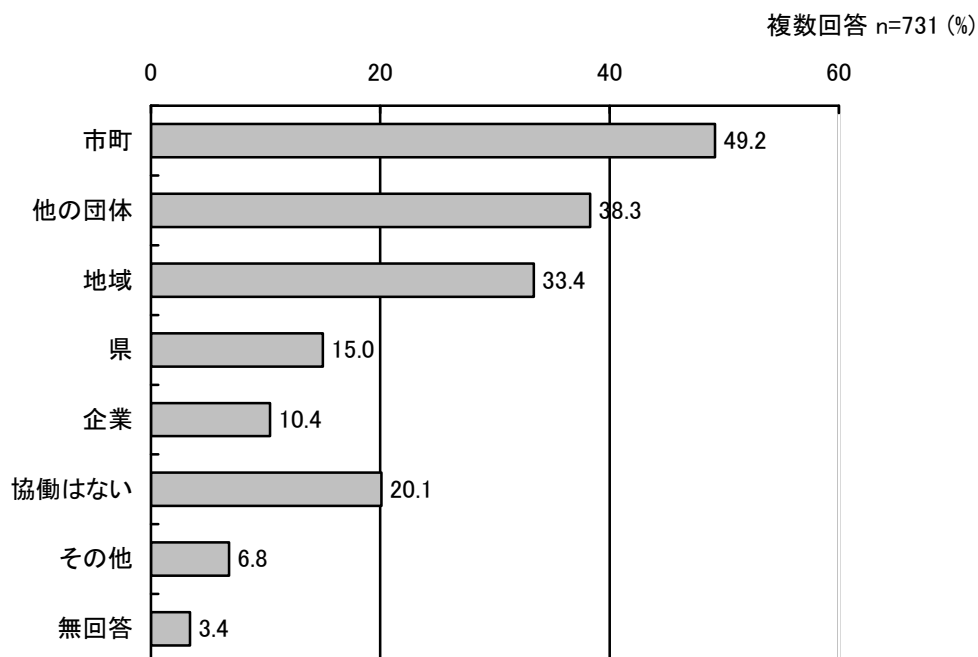
NPO・ボランティア団体は、基本的に行政から自立し、自発的・自主的な活動を行っているものの、財政面の課題や会員の高齢化、ボランティアの人材不足など、様々な悩みを抱えている。

このため、県では、団体活動を支援し、多様な主体との協働を促すためのサポートセンターとして、平成15年度に「とちぎボランティアNPOセンター(ぽ・ぽ・ら)」を市町のモデルとして開設した。現在までに10市町において同様なサポートセンターが開設されるなど、地域に根ざした活動を支援する取組も広がりつつある。

また、NPO・ボランティア団体における協働の取組に関して、県が実施した「栃木県社会貢献活動団体の実態調査」において、「社会貢献活動団体における他の団体、地域、企業、行政との協働経験」(図6)を訊いたところ、「市町」との協働が約5割と最も多いものの、「企業」との協働は1割程度に留まり、「協働はない」と回答した団体は2割となっている。

NPO・ボランティア団体の中には、自らの目的達成のために協働する必要性を感じていない団体もあるが、協働する意義や意味を理解するための機会がない団体も存在すると考えられる。そのため、行政は、社会貢献活動の促進施策を進める上で、多様な主体と協働するメリットを実感できる機会を提供する必要があると考える。

【図 6】社会貢献活動団体における他の団体、地域、企業、行政との協働経験
 (社会貢献活動団体に関する実態調査：H21.10 調査)



先の調査結果から、NPO・ボランティア団体と企業が連携・協働する機会はまだ少ない現状ではあるが、現地調査を行った「NPO法人はばたき」は、地元企業等からの受注を事業所間で調整する「共同受注システム」を構築し、企業と他の障害者就労支援事業所とともに事業を展開しており、先進的な協働の取組事例となっている。

【社会貢献活動団体の活動事例】

NPO法人はばたき（日光市）

NPO法人はばたきは、障害者の就労支援を目的に、平成15年度から地元企業の建物の一画を利用して開設された。日光市から事業を受託するなどして活動を拡大し、平成18年度にはNPO法人格を取得するとともに、就労支援継続B型事業所(※)の指定を受け地元企業等から仕事を受注し、地域の理解を得ながら就労を支援している。

※障害者自立支援法に基づく事業所で、「A型（雇用型）」と「B型（非雇用型）」がある。

○「障がい者就労情報センターと共同受注システム」

当法人は、平成20年度から施設内に障がい者就労情報センターを開設し、障害者の就労に関する情報を一元的に管理するとともに、地域の利用者へのコーディネーター的な役割を果たしている。

平成21年度からは当法人を含む、市内10ヶ所の障害者就労支援事業所の受注窓口となる共同受注システムを構築し、事業所間の受注調整等を行っている。

NPO・ボランティア団体が、多様な主体と協働する意義やメリット等について理解できるよう、行政が先進事例の調査を行うとともに、その成果はホームページを始め、広報紙や事例集において公表するなど、より積極的な取組が必要である。

また、NPO・ボランティア団体が自らの信用力を増す努力や、団体の目的や活動内容について最新情報を公開するなど、団体側の責務として透明性を高めていく努力も必要と考える。

4 企業における社会貢献や協働の取組状況

平成18年事業所・企業統計調査（総務省）によれば、県内には約93,000を超える企業・事業所がある。近年、環境や子育て、まちづくりなど、様々な分野において企業の社会的責任（CSR）として社会貢献、地域貢献を行う企業が増えている。

県が実施した「企業の社会貢献活動に関する実態調査」における、「企業における社会貢献活動実施の有無」（図7）では、「町内や周囲の清掃活動など」が6割を超え最も多く、次いで「地域活動、文化活動への支援や従業員の参加」「事業所が所属する組織・団体を通じた活動」の順となっている。

また、「実施していない」企業は約1割程度であることから、ほとんどの企業において何らかの社会貢献活動が行われており、地域における企業市民としての役割を担う活動は、企業経営上の必須事項となってきた。

また、「事業所が所属する組織・団体を通じた活動」も3割を超えており、3番目に多い結果となっている。現地調査を行った、社団法人栃木県経済同友会では「社会貢献活動推進委員会」を設置し、NPO・ボランティア団体への助成を行うとともに、地域のイベントへの参加、企業見学の受け入れなどを会員の協力を得ながら実施しており、会員の企業も独自に社会貢献活動の取組を行い、地域住民との交流や地域イベントへの参加などを実施している。

一方、同じ設問において、「行政等との連携・協力」は2割弱、「NPO等との協力・連携」については1割にも満たない結果となっており、企業が行政やNPO・ボランティア団体と協働する機会は、まだ少ない状況にある。

現地調査を行った、トヨタウッドユーホーム(株)とNPO法人宇都宮まちづくり市民工房による協働の取組は、双方の出会いにより、新しいまちづくりの手法が示された事例と言える。このような協働の取組が県内各地で出現するよう、行政機関などが調整役となり、情報提供や意見交換、交流等の機会を提供し、相互理解に努めて行く必要がある。

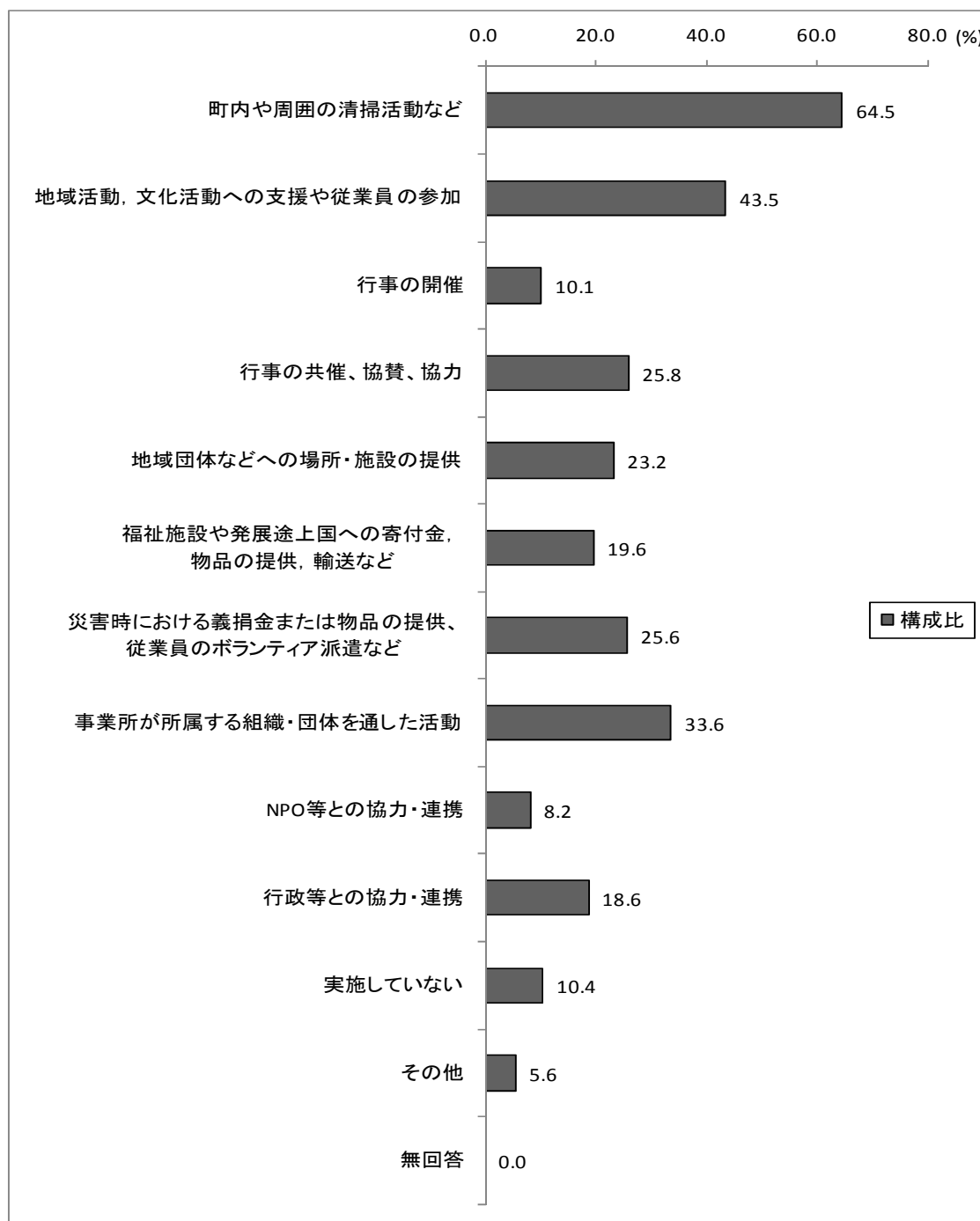
また、企業の社会貢献活動や協働の取組は、企業のホームページやCSRレポートなどにより、その活動内容を公表している事例がある。しかしながら、社会貢献活動を行っているという認識がなく、当然のこととして捉えている企業も存在している。多様な主体との協働を進めるためには、具体的な活動内容

を広く紹介していく必要がある。

現在の厳しい経済情勢の中でも企業市民として果たすべき役割は、多くの企業が認識していると考えられる。地域における社会貢献活動を広げていくためにも、現在、協働の実績が少ないNPO・ボランティア団体、行政などと連携することの意義やメリットなどについて、企業側にも理解できる機会や情報共有できる仕組みを考えていくことが課題である。

【図7】 企業における社会貢献活動実施の有無

(企業の社会貢献活動に関する実態調査：H22.6 調査) [複数回答 n=1,027 (%)]



【経済団体・企業における社会貢献活動の取組事例】

社団法人栃木県経済同友会（宇都宮市）

社団法人栃木県経済同友会には、7つの常設委員会があり、その1つに社会貢献活動推進委員会がある。

この委員会では、平成19年度から少子化対策（平成22年度からは高齢対策も含む）を行うNPO・ボランティア等市民団体に対する支援助成・表彰を行い、これまで71団体を支援した。

また、地域活性化イベント「秋祭り」の実施、災害対策業務、外国人留学生の県内企業見学会を実施し、教育関係では、会員が大学で講義を行うオープンカンパニー制度や、教員の社会体験研修の受け入れ、教員採用試験の面接委員の派遣などを行っている。

(1) キリンビール(株)及び同社栃木工場の取組

キリンビールでは、事業を通じて「低炭素企業グループ」としての活動を行い、このほか3つの分野で活動を行っている。

キリン福祉財団が地域福祉活動支援事業（助成事業）を実施

栃木工場独自に、春休み社会見学や工場内で育てた「メダカ」の寄贈等を実施

※工場撤退後は高根沢町内小学校を対象に環境課外授業や従業員による国有林での水源の森保全活動について栃木支社が中心に継続実施する。

適正飲酒の推進や飲酒運転根絶のための取組

(2) 日産自動車(株)栃木工場の取組

地域イベント「しらさぎ祭り」などの地域とのコミュニケーション事業、冠大会によるスポーツ振興に取り組んでいる。

平成22年度からは、これまでの活動を見直し、工場が自ら有する人材や資源のリソースを活かした取組を行っている。

工場内で地域の福祉団体、NPOの手作り商品販売デーの開催

日産野球部OBによる少年野球教室 等

【企業とNPO法人の取組事例】

企業：トヨタウッドユーホーム(株)（宇都宮市）

団体：NPO法人宇都宮まちづくり市民工房（宇都宮市）

トヨタウッドユーホーム(株)は、自社分譲地の販売に当たり、分譲地内のコミュニティづくりを円滑に進めるため、NPO法人宇都宮まちづくり市民工房のノウハウを活かして、両者が協働して入居者相互の関係づくりのための各種ソフト事業を実施している。

『主な取組』

入居予定者へのオリエンテーリングやガリバーマップの作成等のイベント開催

入居後の母子を対象に「親子カフェ」「おしゃべりランチ」の開催

今年度から、自治会運営を担う男性を対象にした「パパスクール」を開催

5 行政における協働の取組状況

(1) 県における取組状況

県では、平成22年度における県本庁各課室における社会貢献活動関連施策について協働の取組状況を調査したところ（表1）、全63課室のうち31課室において、延べ121事業の取組が協働の形態をとっているとの回答を得た。そのうち、最も多いのが「事業協力」の55事業で、次いで「協働委託※1」が36事業となっている。

【表1】 県庁内社会貢献活動関連施策における協働の取組について

(H22.6 県民文化課調べ)

部 局 名	課室数	事業等	協働の形態(※2) (複数回答)						
			①協働委託	②補助	③実行委員会等	④共催	⑤事業協力	⑥情報交換提供	⑦その他
総合政策部	1	1		1	1			1	
経営管理部	1	1					1		
県民生活部	4	36	21	6	1	5	5	3	1
環境森林部	5	20	1	2	1	5	17	9	
保健福祉部	6	34	10	9	3	5	14	7	
産業労働観光部	3	7	3	4			1		
農政部	3	3		1			1	1	
県土整備部	4	4					4		
教育委員会	4	15	1	2		3	12	6	
合 計	31	121	36	25	6	18	55	27	1

※1 協働委託とは、施設管理のような画一的な単純業務ではなく、協働の相手方のノウハウや特性を活かした事業企画や運営手法により業務を委託する形態

※2 協働の形態は、県民文化課が示した考え方を基に担当課室の判断により分類した。

県における協働の主な取組としては、平成18年度から「わがまち自慢」推進事業を創設し、住民発案・協働によるソフト事業を中心とした地域づくりを支援しており、平成18～22年度の5年間で、全市町においてそれぞれの地域資源を活用した個性あふれる取組が行われてきた。

【「わがまち自慢」推進事業の概要】

- ・ 事業期間：平成18年度～平成22年度
- ・ 補助対象：市町村（地域づくり団体へは、市町村からの間接補助）
- ・ 補助率：ソフト事業＝1/2、ハード事業＝4/10（交流連携枠はソフト事業のみ）
- ・ 1市町村あたり交付限度額（5年間トータル）
単独事業：人口5万人以下＝30,000千円　人口10万人以下＝40,000千円
人口10万人超＝50,000千円
交流連携枠事業：5,000千円／市町村
- ・ 交付実績：27市町、177件（交流連携枠3事業含む）
- ・ 交付金額：542,073千円（平成22年度は当初申請額）

「わがまち自慢」推進事業の成果としては、第一に、イベント開催、観光客受入環境の整備、PR等により交流人口が増加したこと、第二に各種活性化策により、中心市街地における賑わい復活のきっかけづくりが図られたこと、第三に地域ブランドの創生など、地域資源の発掘、活用を図る地域が増加したこと、第四に地域づくり事業を牽引するリーダーの育成が各地で行なわれたこと、第五に協働をテーマにした市町村事業が増えてきたこと、などが挙げられる。

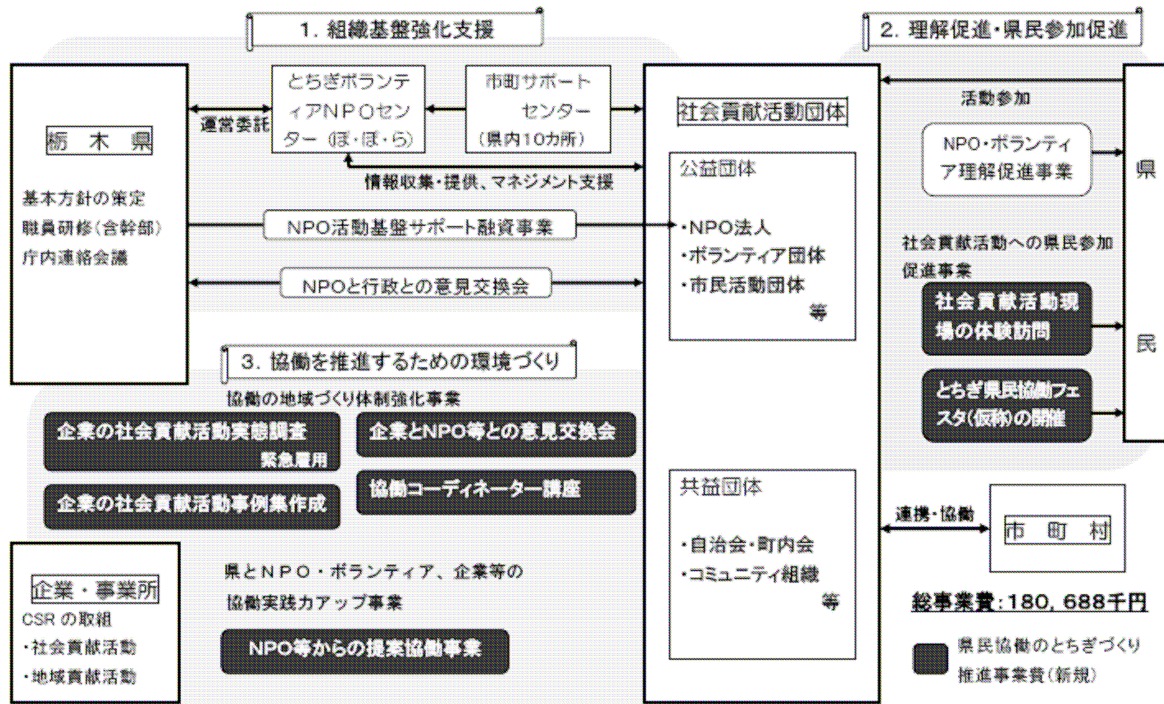
一方、事業を推進するために不可欠なリーダー等の人材育成や、地域の魅力・資源の掘り起こし、その活用方策の検討など、今後とも継続的に取り組むべき課題が明らかになってきた。

さらには、市町や地域づくり団体が地域資源を活かした地域づくりを継続していくためには、財源の確保も大きな課題である。この事業は平成22年度で終了となることから、県として今後の支援のあり方について検討する必要がある。

また、県では、平成22年度政策経営基本方針の重点施策として「協働による地域づくり」を掲げ、効果的で効率的な県政を推進していくために、企業、NPO・ボランティアなど民間との連携・協働が不可欠であるとした。このため、平成22年度社会貢献活動促進施策（図8）において、協働を推進するための環境づくりとして、これまでの「NPO等からの提案協働事業」や多様な主体を繋ぐ人材を育成する「協働コーディネーター講座」など、NPO・ボランティア等との協働はもちろんのこと、企業のCSR活動との連携・協働を進めるための取組を積極的に行っている。

【図8】平成22年度社会貢献活動促進施策

栃木県における社会貢献活動促進施策の概念図(平成22年度)



県が県庁の各所属と職員を対象に実施した「県における協働に関する調査」では、県政課題の解決に取り組む中で、NPO・ボランティア団体と協働して事業を実施した所属は、全体の約4割に留まっている。

また、「県の各所属が現在協働している、又は今後協働したい相手」(図9)としては、現在、そして今後とも多いのが、「行政(市町)」「公益法人」「社会貢献活動団体」となっている。さらには、現在協働する機会が少ないものの、今後は、「企業等」「地域団体」「大学等」の多様な主体との協働を望む所属が多いことにも注目する必要がある。

複雑多様化する県民ニーズや地域課題を解決するため、行政が多様な主体と協働して取り組む場合には、役割分担や進め方に関して事前の協議が必要となるなど、行政のみで行う場合に比べて一時的でも行政の負担は増えることになる。このため、協働の取組は、行政コストの削減が目的ではなく、地域社会の将来を見据えた視点で捉えていく必要がある。

また、行政コストの削減から考えた場合には、例えば、公共事業のあり方や入札方法等について検討する過程において、民間活力の活用手法であるPFI(※1)やPPP(※2)などを導入し、民間企業等を効果的に活用し育てながら、より良いサービスを目指すことも考えていく必要がある。

※1 PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を

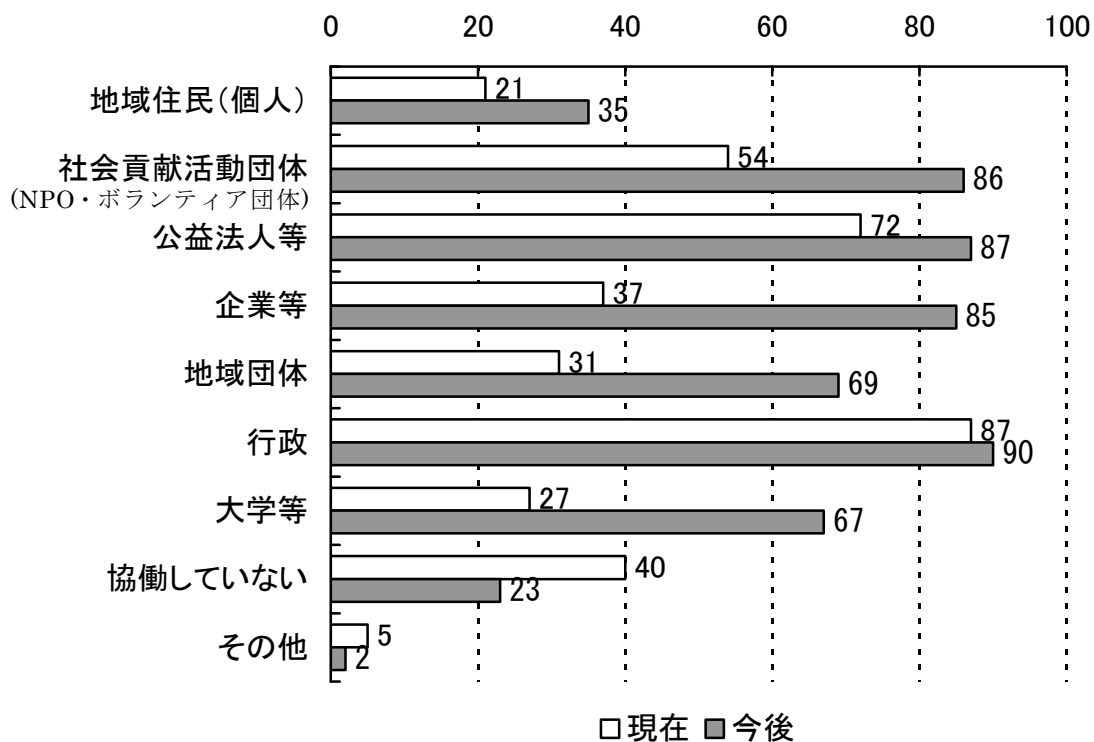
活用して行う新しい手法である。

※2 PPP (Public Private Partnership)

公共と民間が協力して事業を行う手法。広義において PFI もこれに含まれる。

【図 9】 県の各所属が現在協働している、又は今後協働したい相手

(県における協働に関する調査 H22.7 調査) [複数回答 n = 173]



このように県においては、NPO・ボランティア団体や企業との協働の必要性を認識しており、これまで様々な取組を行ってきたが、今後は、社会貢献活動促進施策における具体的な協働事業やコーディネーターなどの人材育成を進めるだけでなく、新たな主体との出会いや意見交換、そのマッチング機能の拡充など、将来を見据えた取組が必要である。

なお、他府県の取組事例としては、京都府が地域の課題を解決するため行政と民間が協議する場として設置した「テーマ別プラットフォーム」や、愛知県が官民で協議し策定した「あいち協働ルールブック2004」など、協働を推進する上で参考となる取組がある。

【他府県の取組事例】

【京都府】 地域力再生プロジェクト

人と人が繋がった温かい地域社会を築き、京都府の新しい魅力・価値の創造や、より質の高い公共サービスを提供できる京都府の実現を目指した取組

① 支援事業交付金

平成19年度から21年度の3年間に、地域の団体が取り組む多種多様な地域力再生活動、計1,169活動に対して支援を行った。

② テーマ別プラットフォーム

民間と行政が共通する課題に対して、一緒に解決に取り組むためのシステムとして立ち上げ、平成19年度から21年度までに66のプラットフォームができた。

③ 京の公共人材

未来を担う人づくり推進事業として、NPO等で活躍できる人材を育成した。

④ 京都地域創造ファンド推進事業

NPO等への融資や助成を行った。

【愛知県】 NPOと行政の協働

① あいち協働ルールブック2004

全庁的なNPOとの協働を促進するために、平成16年度に官民が協議を重ねて作成した。

② NPOと行政の協働に関する実務者会議

協働ルールブック作成後、協働の取組を評価検証するため、NPO関係者と県・市町村職員で構成する会議を設置し、様々な改善提案や課題について議論している。平成19年度には、「行政からNPOへの委託事業の積算に関する提言」を策定した。

③ 協働ロードマップ

平成20年度に県政各分野の特定課題について、NPOと行政が協働して解決策を検討するための手順書を作成した。

平成21年度には協働ロードマップ策定モデル事業3件を実施した。

(2) 市町における取組状況

県が実施した、「社会貢献活動団体等と市町との協働に関する調査」において、NPO・ボランティア団体との協働事業実施の有無については、全ての市町において様々な取組が行われており、今後ともその取組が必要であると認識している。

また、「市町が現在協働している、又は今後協働したい相手」に関する設問

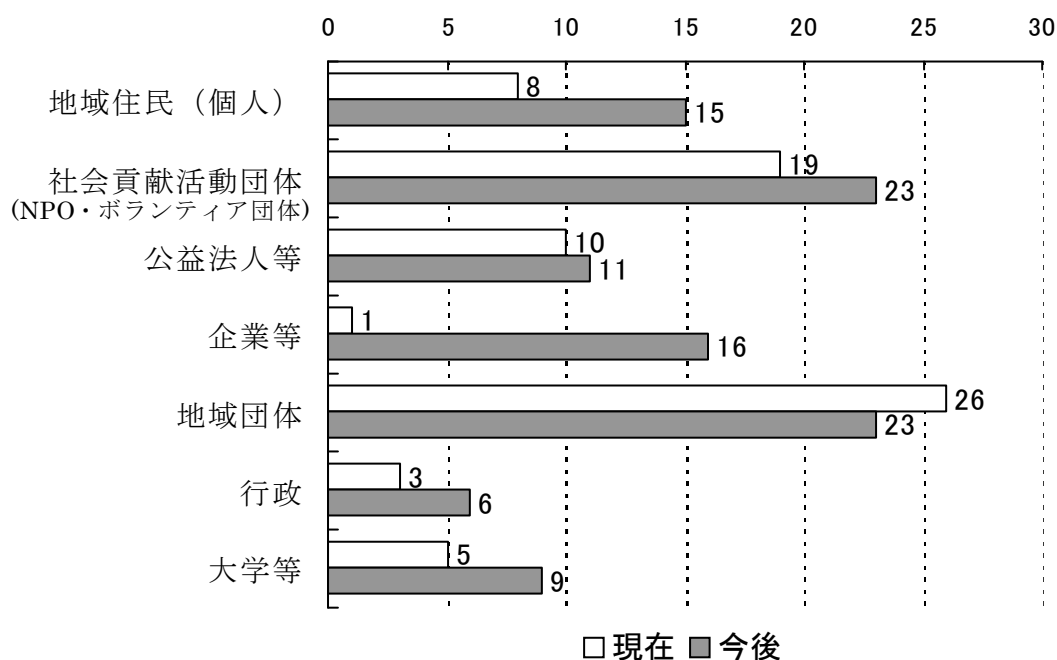
(図10)では、現在協働する機会が多い相手としては、「地域団体」「社会貢献活動団体」が多く、今後とも協働したいと考えている。また、現在協働する機会の少ない「企業」については、今後協働したいと考えていることに注目する必要がある。

県の「社会貢献活動団体に関する実態調査」の「社会貢献活動団体における他の団体、地域、企業、行政との協働経験」(P11【図6】参照)において、協働経験が多いのが「市町」であるとの結果からも、相互に連携・協働したい相手であるとの認識がある。この背景としては、地域団体はもとより、NPO・ボランティア団体においても主な活動エリアは市町単位、またはその周辺を中心に活動する団体が比較的多いことが考えられる。

このため、各市町は、自らが社会貢献活動施策を行うだけでなく、協働の取組を進めていく上でも重要な役割を担うことを認識しなければならない。

【図10】市町が現在協働している、又は今後協働したい相手

(社会貢献活動団体等と市町との協働に関する調査 H22.7 調査) [複数回答 n=27]

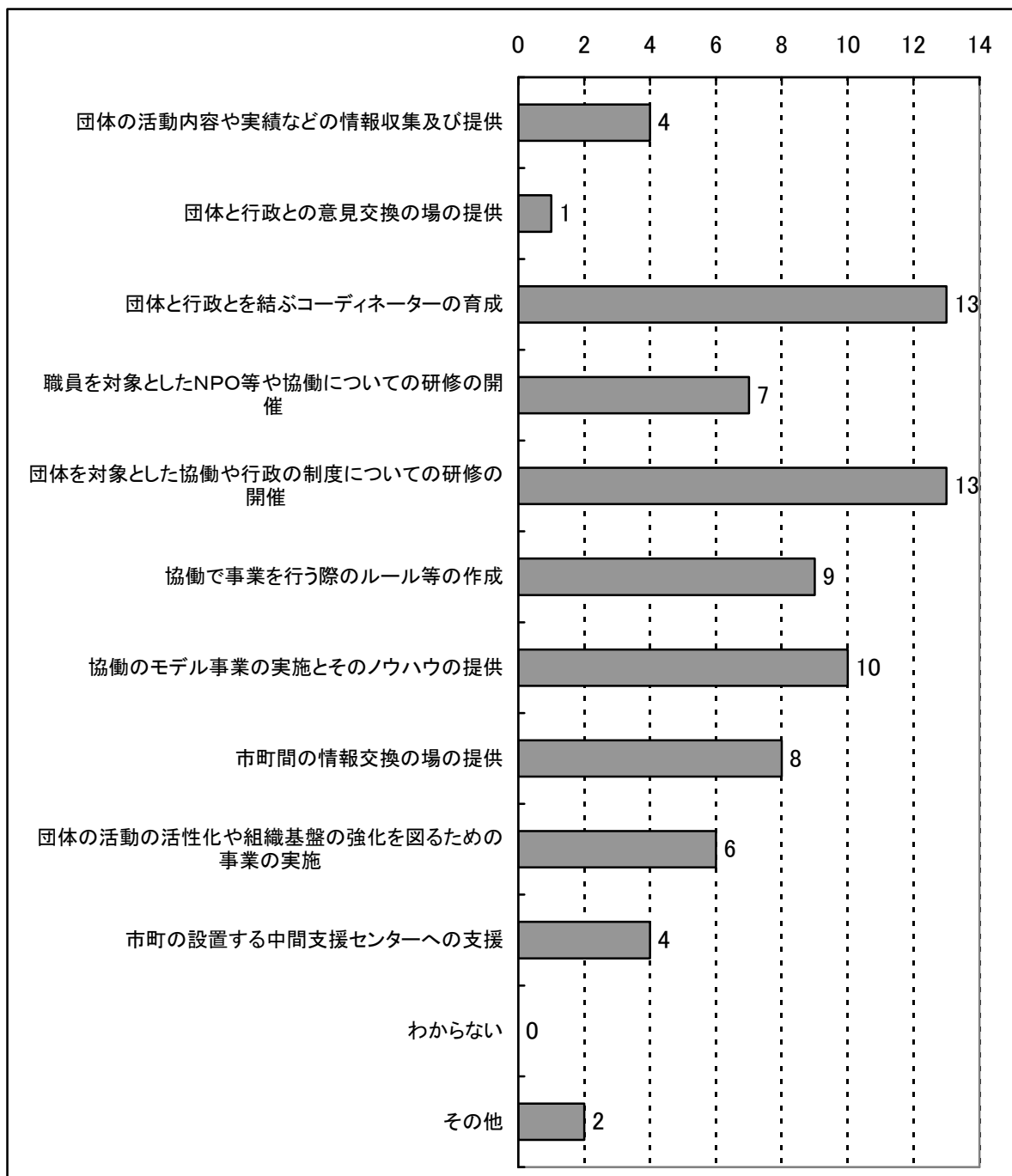


また、「社会貢献活動団体と行政との協働で、市町より県が行うべき取組」(図11)については、「団体と行政とを結ぶコーディネーターの育成」と「団体を対象とした協働や行政の制度についての研修の開催」が最も多く、次いで、「協働で事業を行う際のルール等の作成」「協働のモデル事業の実施とそのノウハウの提供」といった、市町が実際に協働に取り組むためのモデルとなるものの提供が求められている。

地方分権の時代にあつて、住民と最も身近である市町が、地域の課題や実情に合った協働体制を推進する役割を担い、県はそれを広域的、専門的な見地からバックアップしていくという関係を構築していくことが重要であると考ええる。

併せて、行政職員も地域住民の一員として、住民が抱える課題の解決策と一緒に考える機会を設けるなどの積極的な取組が必要である。

【図 1 1】 社会貢献活動団体と行政との協働で、市町より県が行うべき取組
 (社会貢献活動団体等と市町との協働に関する調査 H22.7 調査) [複数回答 n = 27]



V 県民協働推進に向けた施策の提言

本報告書において、県民協働によるとちぎづくりを目指す上での基本的視点とともに、現状と課題を提示してきた。これらを実現していくためには、県は、これまで進めてきた社会貢献活動の促進施策や協働に関する取組、人材育成等を一層加速させていくことが必要であるが、そのことを前提として、さらに、次の新たな施策の展開を提言する。

併せて、県が現在策定中の「次期総合計画」を始め、「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」(平成15年度施行)における「施策の基本方針」において、この報告書の提言が反映され、継続的な施策展開がなされることを要望する。

1 社会貢献活動促進の環境整備

(1) 県民意識の醸成

- ・ 地域活動や社会貢献活動に関する情報の収集や提供
- ・ 県民の参加に繋がる活動内容の紹介や現場体験の実施

これからの地域づくりにおいては、県民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域の課題を自分たちのものとして捉えながら、協働して解決していく機運を高めていくことが重要である。

具体的には、防犯や防火活動、子どもや高齢者の見守りなどを全て行政機関に依存するのではなく、地域が一体となって自発的な活動を行い、地域を守る、良くしていくという意識や機運を盛り上げていくべきである。

また、NPOやボランティアなどの社会貢献活動についての理解や活動への参加を促すためにも、県民の目を栃木県内に向けさせ、現場を見ると放っておけないといった参加意識を県民に持ってもらうことが重要である。

このため、行政が的確な情報の収集や提供を行い、活動の紹介や現場体験などにより、地域活動や社会貢献活動への県民の参加に繋がるよう、県民意識の醸成に努めていかなければならない。

(2) 人材の育成・活用

- ・ 人材育成や相談機能の一層の充実
- ・ 行政や関係機関の相互連携による人材ネットワークの構築
- ・ 人づくりのための教育分野での取組

「地域を良くしていきたいと考え、行動できる県民」を多く育成し、活用するための人づくりの仕組みが重要である。

そのため、人材育成の研修や相談機能を一層充実させるとともに、行政を始め、とちぎボランティアNPOセンターや市町の活動支援センター（ボランティアセンター）等が蓄積している人材情報等について有効活用が図れるよう、相互に連携した人材ネットワークを構築すべきである。

また、人づくりのため、教育分野での取組も進めるべきである。

2 県民協働の仕掛けづくり

(1) 地域特性に配慮した協働の取組支援

- ・ 住民主体の地域活動の事例を積極的に公表
- ・ 地域課題の解決に向けた具体的な協働の取組を実施
- ・ 市町と住民との協働を推進するための仕組みづくりや支援策の考案

全国的にコミュニティ機能の弱体化が指摘されているが、県内には、住民自治や協働について殊更意識しなくても、住民主体の自治機能が存在する地域がある。

このような地域については、既存の機能を活かしながら地元の連帯感を一層高揚させ、住民主体の地域活動がより円滑に推進できるよう、良い取組事例として積極的に公表するなどして、更なる向上が図れるよう支援していくべきである。

一方、都市化が進みコミュニティ機能が低下している地域については、地域課題の解決を具体的な協働の取組として行うなどして、住民に体験、理解、認識する機会を積極的に設けるべきである。

しかしながら、県民との協働といってもその取組は、協働の意味合いや協働する相手、その手法・手段など多種多様であり、地域によって異なることに配慮しなければならない。

また、県が県民との協働を進めることも重要であるが、実際の事例としては、それぞれの市町の中で、それぞれの特性に応じて行われていくことが多い。

このため、県としては、市町が地域の意向に沿った柔軟な環境づくり、雰囲気づくりを進めながら、そこに住む市民・町民との協働を推進しやすくするための仕組みづくりや支援策を考案していくべきである。

(2) 情報の集約と共有化

- ・ 行政や多様な主体の活動情報の一元化と情報共有できる場の設定
- ・ 新たな出会いや協働の取組が生まれるマッチング機能の充実
- ・ 他県などの先進・最新情報の積極的な収集と発信

県民ニーズや地域課題への対応を行政と多様な主体が連携・協働して進めていくには、課題についての情報共有が不可欠である。特定課題について共感できる部分がどこにあるかを突き詰めることが、協働を生み出す基盤となる。

このためには、県及びとちぎボランティアNPOセンター（ぽ・ぽ・ら）が、行政を始め多様な主体が有する情報を一元的に集約して、地域の課題について多様な主体が相互に情報共有できる場を設定することが効果的である。

また、各主体の活動内容やボランティア等の募集情報、人材情報などを集約するだけでなく、共有された情報をもとに新たな出会いや協働の取組が生まれるようなマッチング機能の充実を図るべきである。

さらには、他県などの先進・最新情報の収集と発信についても積極的に行うべきである。

(3) 出会い・協議の場づくり

- ・ 行政と県民が共に課題解決の手法や対応策を検討・協議する場の設定
- ・ 市町と住民が特定地域課題を解決する検討・協議の場づくりへの支援

行政が担ってきた課題解決等を多様な主体と連携・協働して解決していくためには、役割分担や、進め方に関する事前の協議を十分に行う必要があるなど、行政だけで行う場合に比べて一時的には手間やコストがかかる。

しかしながら、このような協働の経験を多くの県民が実践することで、将来的には住民自治への道筋が開け、行政コストも削減することに繋がるものと考えられる。

このため、課題を解決するための手法や対応策について、課題別に行政と県民が自由な参加による検討・協議をする場を設けるなどの取組も検討すべきである。その際には、行政が上からの目線ではなく、対等な関係で県民と一緒に取り組むという考え方を基本に、県民と協働する機会を積極的に設け、共通する県政課題や地域課題を解決すべきである。

また、検討・協議の場は、県だけでなく地域と繋がり深い市町においても必要である。市町が抱える特定地域の課題を解決する1つの手法として、市町のニーズを把握しながら県として支援していくべきである。

(4) 県民協働のルールづくり

- ・ 行政と多様な主体が相互に遵守する協働ルールの策定
- ・ 県民への協働ルールの積極的な周知

行政を始め多様な主体が互いの立場や考え方について理解を深めながら、協働の企画や、事業実施に当たっての手段や進め方等を決めていくためには、相互が遵守する協働のルールを定めておくべきである。

このため県民からの幅広い意見を集約し、行政と多様な主体が十分な議論を重ねながら、「栃木県版の県民協働ルール」を策定し、県民への周知を積極的に行うべきである。

(5) 計画的な協働の推進

- ・ 県としての協働の取組方向や考え方を明記し、計画的な協働を実践
- ・ 協働の取組を総合的に推進できる全庁的な体制づくりと職員の意識改革

県民サービスや地域課題への対応において、行政だけでは担い切れない課題に、きめ細やかに対応するためには、行政と県民を始めとする多様な主体との協働の実践を推進するとともに、その実効性を確保することが重要である。

協働の定義や考え方は、必ずしも統一された概念ではなく、その手法も地域の特性により違いがある。また、栃木県における協働は経験を積んでいく段階でもある。

県では、現行のとちぎ元気プランや策定中の次期総合計画において、「協働」の考え方や取組をさらに前進させるとしているが、同様に策定中の「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」に規定する施策の基本方針においても、県としての取組方向や考え方を明らかにすべきである。

また、協働の取組を効果的、体系的に実施できるよう、県庁内各部局が「協働」をキーワードに意図的・計画的に取組を進めることが望まれる。そのため、県庁全体で協働することの意味を理解し、総合的に推進できる体制づくりと職員の意識改革にも努めていかなければならない。

VI おわりに

本委員会では、「県民協働によるとちぎづくりについて」を重点テーマとして、主に多様な主体との連携・協働の仕掛けづくりや、県民の社会貢献活動を促進するための環境整備について、調査・研究を重ねてきた。

全国の自治体では、県民ニーズや地域課題の複雑多様化に対応するため、行政がこれまで担ってきた公共サービスの手法を転換し、「協働」をキーワードに様々な取組が行われている。

本県でも、策定中の次期総合計画において、現行のとちぎ元気プランの「協働」の考え方を前進させ、“とちぎ”づくりの基本姿勢として「県民一人ひとりが主役となり、多様な主体が協働・創造し、地域が自立・発展する“とちぎ”づくり」を進めるとしていることから、今後とも「協働」の考え方に基づく取組が県内全域に浸透していくことを期待する。

「協働」の取組は地域によって異なり、協働の相手も多種多様であることから、NPO・ボランティア、企業、地域団体などの「新たな“公”（おおやけ）」の担い手と行政が互いに手を組み、知恵を出すことにより、県内各地から協働のモデルを発信し、その輪を広げていく必要がある。

また、社会貢献活動の促進施策においても、協働の手法をこれまで以上に取り入れながら、県民を始め、NPO・ボランティアや企業、地域団体、大学などの多様な主体と行政が、相互に連携・協働する取組が一層進むことを期待したい。

そして、地域における自助、共助機能が充実し、行政が担う公助がそれを補完するという、本来の住民自治の姿を目指して地域づくりが進むことを切望する。

なお、行政職員は、地域住民の一員であるという考え方を常に持ち、ボランティア活動への積極的参加や、社会貢献活動団体等との協働を支援する人材として、自主的、自発的な活動を行うことが望まれる。

最後に、本委員会の調査研究活動に御協力をいただいた社会貢献活動団体や企業、経済団体、さらには学識経験者の皆様に感謝の意を表するとともに、厳しい財政状況ではあるが、本委員会において示された各委員の意見や本報告書の提言等が県政において十分反映されることを強く望むものである。

Ⅶ 委員名簿

県民協働推進対策特別委員会

委員長	渡辺	渡
副委員長	高橋	文吉
委員	山口	恒夫
委員	高橋	修司
委員	岩崎	信
委員	小林	幹夫
委員	中川	幹雄
委員	花塚	隆志
委員	早川	尚秀
委員	山田	美也子
委員	渡辺	直治
委員	栗田	城

Ⅷ 調査関係部課

総合政策部	総合政策課
	地域振興課
県民生活部	県民文化課